「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

	T		
不利益処分名	ねずみ族、昆虫等の駆除		
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第28条、第44条の4、第50条、第63条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第15条		
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課		
処 分 基 準	• 設 定 •	設定できない ・基準を公開できない	
(処分基準を設定 できない場合及び 基準はあるが公開 できない場合は、 その理由)	処分基準 市長が一類から四類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症 及び新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要が あると認めるとき		
	処分の対象 当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、 昆虫等が存在する区域の管理者又はその代理をする者		
	処分内容 当該ねずみ族、昆虫等の駆除及びこれに係る費用の徴収		
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・ 弁 明	
	「総闻又は开明の 手続を省略する場 今の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する 「	
		するとき」に 該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項		